

# 都市基盤整備特別委員会

平成16年4月30日午前10時07分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫           ○坂口 徹           嶋田 善行  
吉川 勝義           三木 誓士           木澤 正男  
森河議長

欠席委員 西谷 剛周

## 2. 理事者出席者

助 役 芳村 是           総 務 部 長 植村 哲男  
都市建設部長 北村 光朗   建設課長 堤 和雄  
都市整備課長 藤本 宗司   都市整備課参事 西田 哲也  
同課長補佐 藤川 岳志   同課長補佐 佃田 眞規  
同課長補佐 井上 貴至   下水道課長 谷口 裕司

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆   同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前10時07分）  
署名委員 三木委員、木澤委員

委員長 おはようございます。  
西谷委員より欠席の連絡をいただいております。  
それでは、都市基盤整備特別委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
始めに、助役さんの挨拶をお受けいたします。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、三木委員、木澤委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

委員長 初めに、都市計画道路の整備促進に関することについて、①「いかるがパークウェイ」についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

都市整備 それではいかるがパークウェイにつきましてご報告をさせていただきます。まず、3月26日に開催をいたしました第9回いかるがパークウェイ推進協議会の内容につきまして報告をさせていただきます。

まず、配布しております資料1によりまして、2月25日に開催をいたしました開通記念行事の状況についての報告、そしてまた前回委員会で報告いたしました開通記念行事等の際に実施いたしましたアンケート調査の結果を合わせて報告をして参ります。アンケート結果のまとめにつきましては資料の2ページから3ページにありますの

でご確認をお願いいただけましたらと思います。また、この日の協議会ではモデル区間の工事中に現場に掲示いたしておりました事業PRパース5枚がございました。幅約2m、高さ1.5mのものでしたけれども、それにつきましてPR施策の一環として掲示する事について、その掲示方法等につきまして協議をいただきました。資料5ページにございますように、掲出する候補地の案を、提案をする中で掲示場所や掲示方法について検討をいただきました。その結果パークウェイ全線で想定しておりますゾーンに合わせましてやすらぎゾーン、ふれあいゾーン、にぎわいゾーンの各事業のPRパースを掲出するという事を基本に、この掲示場所については資料の候補地の中から場所を選定する事で取りまとめをしていただきました。また、PR施策の一環といたしまして事業PRビデオを公共施設等で放映する事につきまして協議会で決定をされておりましたので、そのビデオの製作が完了したという事で、協議会でも視聴をしていただきまして、確認の上4月以降においていかるがホールのパークウェイ展示コーナーにおきまして放映をしていく事についてご了解をいただきました。今現在いかるがホールにおきまして、時間等見ながら放映をしております。委員皆様方におかれましてもビデオの視聴希望がございましたら都市整備課で一部保有しておりますので、貸し出しをさせていただきますのでご覧いただきたいと思っております。

その他協議会では、完成したモデル区間は住民が利用され、見ていただいてご意見を賜るという趣旨もございまして、清掃や草刈り等の適切な維持管理に努め、管理上の指摘を受けないようにするように、というご意見をいただきました。またモデル区間西側の延伸区間でございます稲葉地区では特産の梨栽培が行われております。この区間の整備にあたっては梨の害虫が寄生する街路樹の桜はできるだけ避けてほしいという要望がされました。以上が第9回推進協議会の開催報告でございます。

なお、協議会におきましてご指摘のありましたモデル区間の適切な維持管理につきまして国と調整をさせていただきました所、ボランテ

ィアサポートプログラムという制度がございまして、その導入について検討をしたらどうかという事になりました。聞き慣れない制度ではございますけれども、この制度につきましましては地域や企業の皆さんに道路の美化清掃に参加していただくと。そして皆さんと共に快適な道づくりを進めるという事を目的とした制度でございます。この制度の仕組みは道路管理者、国、協力者、市町村、そして実施団体において協定を結びまして文書等で決めた内容に基づきまして清掃や植樹管理などを実施団体が行うという事になってまいります。まず、実施団体は実施区域や内容を決めまして道路管理者に活動の希望を申し入れるという事になって参ります。道路管理者は用具の支給や活動団体の名前を明記したサインボードを実施場所に設置をしたり、安全指導なども行いまして事務局の役割を果すという事になります。協力者であります市町村は收拾されましたごみの回収、処理、そして実施団体の窓口として道路管理者との連絡調整の役割を果すという事によりまして実施団体をサポートしていくという仕組みになってまいります。町といたしましても早速この制度につきまして町内のボランティア団体、桂の会という団体があるわけですが、実施団体として協力願えないか打診をいたしましたところ、快く内諾を得たところでございます。5月7日には国と桂の会が活動内容等につきまして協議をしていただく事になります。道路の維持管理という事からもモデルケースである事を大変期待をしているところでございます。

次に開通後のモデル区間の安全対策についてでございます。まず、あゆみの家からの町道470号線とモデル区間が交差する付近での安全対策につきまして、交差点標示をパークウェイ本線内に標示をするという事につきまして、道路管理者の国としては他の国道の状況から見ても非常に難しいという事でございます。また、横断歩道の設置に関しましても、当初から警察と協議をして参りましたが、現状では難しいという事を聞いているわけですが、今後地元からの設置要望等出していただくような方法も検討しながら整備していきたいと考えております。現在、町道170号線内において交差点であると

いう注意喚起の案内標識を既に設置しておりまして、白線の停止の誘導線を設置するという事についても概ね対応できる目途がついているところでございます。

次にモデル区間本線工事に関連いたしまして実施してまいりました町道469号線、470号線の各路線の改良工事につきましては、町の施工分につきましては3月末に、国の施工分も現在ではほぼ完了していると。なお、水路改修に伴います町道451号線ですけれども、5月中頃には完成するという事で確認をしている所であります。

次に稲葉車瀬区間についてでございますけれども、前回委員会におきまして関係者の方々に筆界確認書等への印鑑受領のお願いに周っているところである旨の報告をいたしておりましたけれども、一部の相続に関連する方を除きまして民地所有者の印鑑受領をほぼ完了致しております。また今後は用地買収への段取りを進めていただける予定となっております。なお、今後とも国との連携を蜜にしながら地元調整等行いまして、当該区間の事業推進に取り組んで参りたいと考えております。

その他の事業関係でございますけれども、三室交差点の鬼坂付近の狭隘な部分の改良についてでございますけれども、1件につきましては先日、国土交通省と契約をされまして、特例入居で町営住宅への入居手続きを完了していただいているというところでございます。残り1件につきましては、代替地の関係が整理でき次第、補償額を提示していただく、そして契約をしていただくという予定となっております。

最後に毎年国土交通省、奈良国道事務所にて作成されております平成16年度の事業概要についての冊子ができあがりました。参考資料といたしまして配布をさせていただいております。ご覧いただきたいと思います。以上でいかるがパークウェイについての報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 報告はそれで結構なんですけれども、今度、モデル区間から竜田川までの間、国の予算1億ついているという事で私は聞いておるんですが、間違いないのかどうか。それとその1億で買収ができるのかどうか、平成16年度で買収を是非ともやってしまうという意気込みと言うんですか、その点も含めてお聞かせ願いたい。

都市整備課長 吉川委員ご指摘の16年度予算1億という事については、1億ついでるという事については聞いているところでございます。そうした中で今回、稲葉区間、700mとなるわけですけれども、その用地買収にあたるわけですけれども、その1億の中で、あなたはよくて、あなたはだめですよ、という話は当然出来ないわけで、一括して交渉にあたっていくという事で、国の方においても、その予算確保について最善の努力をしていただいているという事で聞いておりまして、16年度でできるだけ用地買収をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

吉川委員 できるだけ、という事ではなしに、やるという強い意思でかかってもらわないと、全体が遅れてるわけ。その中でできるだけやるんだ、という回答をね、今、こういう具合にいつてましたがなど、今度仮に、1年経った時に出来てなかったら、こういう風に回答してますという事のないように、私は町をあげて取り組んでもらいたいと思うんです。あそこだけで終わるのだったらいいけど、そうじゃないわけです。あれをやって、また国道までもやってもらわないといけないし。あそこまでやって、次の区間が仮に時間かかったら、王寺向いての通行の交通量ですね、どう考えていかれるのか、今はモデル区間だけだから、はっきり言ってそんなに通りません。僕らでも小吉田の中はちょっと狭いけど、どうしてもこっち通ったら広いの分かっている、向こう通ります。しかし、今度は竜田川の所までできたら、皆向こうを通ると思います。そこへ法隆寺線が出来たら。だからどうしても16年度

にやるんだという強い意思でかかってもらわないと、私は困ると思うんです。それは斑鳩町、今までずっと遅れている一番の最大の原因だと私は思う。だから斑鳩町としてどういう強い気持ちでかかっていかれるのか、決意の程を聞かせてください。

助 役 吉川委員のおっしゃる事はごもつともです。町といたしましても西700mに対する買収を積極的に進めなければならないと思っているわけでございます。いろいろ単面的な面もこれからの交渉かなと思います。また、この道路は町が先に買収していくという事はできないという道路でございますので、あくまでも国の予算に基づいて行わなければならない区間でございます。そういう事も含めまして積極的に国の方に16年度中にできるだけこの買収ができるように、住民等の苦情がないような形で買収可能な、買収できるように町として働きかけてまいりたいと思っております。そういう事で国に対して申し出を行いたいと思います。また、この区間には建物もございまして、そういう事を含めて、若干遅くなる場合もございまして。そういう調整をとりながら、吉川議員がおっしゃったように、早くできるように努力して参りたいと、このように思いますのでよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

吉川委員 回答は結構ですので、一つ、国も1億円はついてます。これは私達も努力しないといけない事は、私も自分でそう思っています。なんぼ力があるねん、と言われたら、国会議員に頼みに行く位の事で、何もできないと思うんですけれども、気持ちだけでも何とかしたいという気持ちは持っていますので、町の方もやはりこの、奈良国になると思うんですけれども、奈良国と買収について、早い目に買収できるように、来年まで1年もあるわ、という気持ちは毛頭ないと思うんですけれども、そういう事ではなしに、一刻でも早く買収できる所は買収できるように、私は国の方へ是非とも働きかけてもらいたいと、要望して終わります。

委員長 他ございませんか。

木澤委員 モデル区間、車がだんだん増えてきていると思うんですけど、服部道とつながる所に停止線とか、一旦そこで車が止まるという状況はないですね。最近、僕はよく自転車で服部道を走っているんですけども、モデル区間を走るスピードで、そのまま抜けて服部道も同じようなスピードで走る車が最近すごく多くなってきているな、と思うんです。そこへ一回車は止まってもらって、モデル区間についてもスピード出してもらったら困りますよという、運転手、ドライバーに対する意識付けというのが必要ではないかなと思うんですけども、そういう事は何か考えておられるのですか。

都市整備課長 法隆寺線と服部道の交差点なんですけれども、一応安全対策という、今日まで色々ご指摘いただいてまして、突き辺りは3差路になりますよ、という事で右折・左折する矢印は設置させていただきました。そして白線の点線で停止誘導線というような感じで、白線を設置してもらって一旦そこで停止記号という事で止まって、左右確認して出てくださいよ、という形をとらせていただいている状況になります。今後も状況を見ながら安全対策については、モデル区間という事でございますので対応はしていきたい、この様に考えています。当然、警察との協議で出てくるわけなんですけれども、公安委員会が指定する分については、警察と協議していかなければならないですし、道路管理者サイドで対応できる分については、町で対応、建設課と調整を図って対応をしていきたいと思えます。

当然、モデル区間のスピードについては、多少、今の道路的にスムーズな走りができるのかなと。ただ、服部道については、狭隘な部分、そのままの状況で、僕自身はそのままの状況で走れる道路かなという事もありますので、特にどうこうという対応は難しいかなと思えますけれども、パークウェイのモデル区間のスピードについて、落とすよ

うに、という事については国と協議して、看板が設置できるのかどうか、その辺はまた協議していきたいと思います。

木澤委員 今、お答えいただいたんですけど、また、次回交通量調査される時にも、ちょっとそんな事も気にしながら、その点もまたご報告いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。

三木委員 モデル地区から竜田川までの、16年度中に700m用地買収という事を聞かせていただきました。一応この計画は19年度中に完成と言う事を聞いておりますが、先の話とは言え、竜田川から三室までの間、先ほどの説明では三室交差点の2件のお家については、1件は町営住宅に入り、もう1件は今、代替地の打ち合せ中だという話を聞きました。という事は竜田川から三室においても色々話合いをしているのではないかと思うんですが、その辺の進捗状況、それと昭和橋の王寺町との対応はどうなっているのか。心配するのは、竜田川から三室山の方に関してですが、あの何件かが交渉の相手になっていくと思いますが、聞く所によるとあの方々はパークウェイができるという事を聞いてないので、あそこへ住まれているという事を聞いていて、もしかすると交渉が難航するのではという心配をするんですが、そういう事も合わせてお聞かせいただけますか。

都市整備課長 竜田川から三室の間の状況でございますけれども、国の基本は計画買収という形をとられている状況があります。今回、稲葉区間、この区間については計画買収という事で何年から何年までの間に事業を立ち上げていこう、完了していこうという計画を立てて取り組んでいると。その為には用地買収を16年度中に対応する、建物等がある場合について17年度に延びるかも分からない、こういうところへんで現在進めているという状況でございますので、竜田川から三室の間に

については、買取り要望、聞いている部分はあるわけですがけれども、できるだけ計画買収の中で、地元設計協議をやる中で、計画幅が確定したその部分の用地買収をさせていただくという対応で進めています。どうしても、という部分については今日まで何件か対応させていただいたという状況でございます。あと、三室から王寺の関係でございますけれども、鋭意、国・県の方で作業を進めてもらっているわけですがけれども、斑鳩領域的には特に問題は発生していないという事で聞いているところでございますけれども、今、王寺の168号線、25号への右折等、あの当該部分の構造等について調整をなされているという事で聞かせていただいております。現在では鋭意努力していただいているというお答えしかできないかなと思います。

三室地区内の地権者の方ですがけれども、大部分、全部に近いかなと思うんですが、都計決定後の建築という事で、都計法の53条申請の対応になっておりますので、開発業者が53条申請対応しているという事であっても、それは当然重要事項説明という事で、本人さんにそれを周知するという義務がございますので、今日まで事業を進めるにあたって、個々、個別訪問等をさせてもらいながら、意見等聞かせてもらっている中では事業が来るよ、という事については全体承知していただいているという確認はいたしております。全く知らなかったという所はないと今現在思っているところです。

議 長

信号の件ですけれど、服部から入って、特に福祉作業所の幅員が一時的事を思ったら大きくなっている、その中で先ほどの中でも出ているように、職員の状況を見てという事の報告はもらっているけれども、やはりあれは事故を起こしてからは、問題出ると違うかなという心配を持っているわけ。だから、福祉作業所へ上がる所、新しくできた新たつたみちと福祉作業所の間に信号が必要だと私は思うよ。人が通らないからつけないではなくて、付ける所は付けていくという事の姿勢がなかったら、非常に困ると思う。私はよく他町村を走るけれども、島根県入るまでの日野川渡って、皆生温泉出てね、境港行

くまでの道路が信号のあるの、道路に全部信号が付いている。一度そういう所へ見学に行ったらどうかな。ただ、担当課の感覚と警察との色々の問題はいつも言っているように、先入観入っているのと違うか。一度連れて行ってあげようか。日野川渡って皆生温泉入って境港行くまでの交差点部分、信号付いてない所はどこもないよ。夜中までも点滅してるよ。そういう事を考えるとね、ただ1カ所だけですよ、あそこに付けていいの。信号付けて邪魔になると言った事ないと思うよ。そういう点で一度研究して、行政の中でお互い言って、ただ1カ所だけ付けるというのは、後の状況を見て付ける、という答弁をしてたらあかんわ。強い姿勢を持たないかんのと違うか。それ一つは絶対に考えないといけない。状況見て設置していくというのは、誰でも言える言葉です。一度あそこに行って来、明日でも。日野川渡って皆生温泉入るまでのあの区間の道路の幅員は、よく似ている、斑鳩の新バイパス、たつたみち出来たのと全くよく似ています。そういう点で斑鳩町はやっぱり行政の誇りをもってかかってほしいな、それを要望しておきます。答弁は要らないから。必ずそういう事で行って来てほしい、何回も同じ事言わさないでほしい。それだけ要望しておきますので、十分研究しておいてください。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって「いかるがパークウェイについて」の質疑を終結いたします。

以上、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたという事で終わります。

委員長

次に、②「法隆寺線について」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

都市整備  
課長

それでは法隆寺線について報告させていただきます。前回委員会の取り組みについては、先ほど助役の方から報告がありましたように、

特に特段報告をさせていただく事項はございませんけれども、平成15年度に発注いたしました工事関係については年度内に全て完了しているというところでございます。また、用地買収につきましても現在鋭意努力している所でございます、できるだけ早期に全線の用地買収ができるように努力してまいりたいと思っております。以上が法隆寺線の状況でございます。報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ないようですので、これをもって「法隆寺線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

委員長 次に、③「その他の路線について」ですが、これにつきましても前回と変わりはないということでございますので、委員の皆様方の中で何か質問があれば、お受けいたします。

吉川委員 前々からお願いしてまいりますが関係なんですか、全然進んでないんですか。それから平成12年3月現在で資料をいただいて、奈良県全体で38.3%、生駒郡見ても、一番少ない安堵町でも53%いってるわけ。三郷町は71%いってるわけ。斑鳩町1.9%です。それから、今は16年ですので15年度末まででどれくらい上がったのか、分かってあったら聞かせて下さい。

都市整備課長 先般示させていただいております、都計道路の進捗状況なんですが、斑鳩の場合、法隆寺門前線一部、残っていた分の工事が進められています。その部分が完了する事で計画が全て完了するという事

でございます。パークウェイについても400mの部分については完了したという事でございますので、その部分の率が上がるという状況になっているという事でございますので、その他路線は相当多く残しているわけですが、まずいかるがパークウェイについて延長が延びて行くように努力して行きたいと思えます。

吉川委員 平成12年3月時点で1.9%であった分が15年末では何%になってますの。

都市整備課長 先ほど言いましたように、法隆寺門前線についてその区間が率に反映しているという事でございますので、15年度の段階であればモデル区間についても反映しておらないという事でございますので、率としては同じ率という事でございます。

吉川委員 なぜ斑鳩町だけこれだけね、むちゃくちゃな差です。やってないのと同じ。なぜ遅れるのかそこらを検討した事があるのか。今の25号線の現状を見て、大和高田斑鳩線の現状を見る中で、この間も建設委員みんなで郡山土木へお願いに上がってますけれども、あんまりいい返事はいただいてない。法隆寺インターの所の調査費1千万円ついたら。ちょっと明るい見通しがついたわけですがけれども、その1千万円の調査費にしても、斑鳩町として高田土木へ確かに川から南、法隆寺インターの方になるわけですがけれども、それを解消してもらわないと、今の斑鳩町の駅を、高架を越して南都銀行ですか、あそこを通り越して詰んでる時がある。こんな状態でいつも予算の始めにはあれくらいいい事書いてくれてるわけ。なんぼ口でいい事、また計画をしていただいても、それをやっぱり一つづつこなしてもらわないと何もならないと思う。この数字一つ見ても何も思われないのか。せめて半分でも、3分の1でもいってたらよろしいです。平群や三郷は70%超してます、安堵町でも53%いっている。斑鳩町は1.9%です。比較になりません、こんなの。私はこんな資料よう出しませんわ。他に

指摘されてる区間についても本当に遅れてます。言葉は悪いけど、やる気あるのかないのかはつきり聞きたいわ。斑鳩町は財政的にはあまり心配要らないというような事を言っていると聞いてます。何が、やらなかったら金みたいな要りません。パークウェイ一つにしても確かに国でやってくれますねん。やってくれるけれども、それに付属する事はみんな町でやらんなあかん。今の状態はいつまで続きますの。1回町の意のある回答、決意を示してください。

助 役

ご指摘いただいております平成15年3月では斑鳩町の道路について、1.9%、我々といたしましても他の町村を見ても、非常に低いという事を常に思っておるわけでございますが、本町といたしましても都計道路につきましても、法隆寺線を含め積極的に取り組んでおるわけでございます。しかし先ほども法隆寺線についての説明申し上げました中で、やはり反対される方がおられる。その反対される方が色々理解をすべくお願いしに話に行ってもなかなか聞いてくれない、というような状況でございます。それにかみ合せて他の路線の状況にも関連して参ります。そういう事が遅れている原因でもあると思えますし、また他の路線につきましてもおっしゃるように、確かに言われれば町としても積極性が足りないと思うわけでございますが、それでおいておくという事ではないわけでございまして、町としても他の路線についても随時計画をしながら進んで参りたいと思えます。しかし、反論するわけではございませんが、本町としては住民の生活道路についての整備というのは、道路5ヵ年計画も遅れているという事をおっしゃるわけでございますけれども、随時その点も進めている、しかし、なかなか用地についての協力が得られないという、これはご指摘とおりの我々の職務怠慢、積極性がないと言われればそのとおりでございますけれども、我々といたしましても理由を説明しながら進めているわけでございます。そういう事で地域特性があるのではないかと心配をしているわけですが、いずれにいたしましても、道路の進捗率というのは確かに低いわけでございます。それを延びる為の

努力をこれからもして参りたいし、またしていかなければ住民の道路生活に大きな支障をきたすという事も常に思っております。そういう事も含めて議員の皆さん方のご協力を得ながら取り組んでまいりたいと、決意を常にしておるわけでございます。その点ご理解願いたいと思います。法隆寺線も早く完成したく、積極的に場所の買収についても大阪に行っていたいただいているわけでございます。なかなかよしといってもらえないという事でございます。そこを何とか直ぐに見切りを付けてやるというところまでいかないという事でございます。今後町といたしましてもどうしても無理という所については、将来的に門前整備のような形で収用をかけて、やっていかなければならない時期が来ると考えております。そういう事につきましても積極的に取り組んでまいりたいと思います。ご指摘はよく受け賜りながら、努力をして参りたいという風に思っておりますので、理解をしてくれという事ではなしに、ご協力をお願いしたいと思っております。

吉川委員

これ以上は申しませんが、助役さんが言われることも分からなくてもないけれども、反対みたいな斑鳩町だけではない、どこへいってもみんなしてはる。それを克服してはるねん、みんな。斑鳩町だけこれ位えらい反対あったやつ、確かにパークウェイ等では大きな反対あって大変だったと思います。それはよく分かってます。しかし生活道路と言われるけれども、生活道路見てみな、斑鳩町の。ろくな道路がない。私がいつも指摘している斑鳩町で考え、斑鳩町でやってる道路でさえ、よう整備していない。特に斑鳩町の建物建ってる所でさえ整備してません、10年くらいになると思うけど、白石畑線でもそうだけど、6m計画道路やと町で決めておきながら、出してきたのは5mや。一回議事録出して見なされ。そんなん買収費用、工事費みたいなのは大して変わらない。確かに法になっているので、ここで1mこっちに寄ったらちょっとは高くつく事は分かってます、しかし全体がどうも中途半端なやり方をしているように思うんです。龍田交差点から下流の観光会館でもそうです、私はあの時もせんど言った。やっぱり

道を造るのに協力を求めていますねん、ありがたい事に神南は処理場の関係があってやってもらってます。私は皆さんに言うのは、やっぱり役をしてくれはった人、私は協力しませんで、あんたも協力しな、というのは話になりません。やっぱり皆で色々話し合っただけでやるわけや。70%のやつ35%やというのは分かります。私はそんなん、反対があったから遅れているというのは、はっきり言って理由にはならんと思う。よそもみんな、大阪の柏原の国分をやらはった時でも、私はたまたまちよっと知ってたんで、知ってるけど、職員一人自殺してますねん。やっぱり苦しんでるわけや。それでもやっぱり完成してます、ああいう事あったら困りますけど。もう少し積極的に私は予算をつけてもらい、特に町で計画したやつについては、そこをいらい時には率先してその場所だけでもやるべきだと思うんです。それをやらないから皆、町の所は行かなくてもいい、こっち言ったら引け、協力せい、そんな吉川さん協力できますかいな、と言わはる。私はもう少し職員全部にえらい失礼な言葉になるか分からないけど、やっぱり力を出して、斑鳩町の将来の為にやるんやと。あそこ反対してやったけど、協力してくれやらへんかったけど、何遍も行ったからやれた、という自負を持てるようにやってほしいなと思う。これ以上言いませんので、意のある所を察してもらって斑鳩町の将来のためにも是非とも、町も一番の遅れは認めてますねん。それを何とかやっぱり取り戻すように、私は最善の努力をお願いして終わります。

委員長

他ございませんか。

ないようですので、「その他の路線について」も質疑を終結いたします。

委員長

続いて、(2) JR法隆寺駅周辺事業に関する事についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

都市整備

この4月1日に都市整備課参事を拝命いたしました西田でござい

課参事

ます。健康推進課在任中は色々とお世話になりましてありがとうございました。今後とも一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは J R 法隆寺駅周辺整備事業に関する事について報告させていただきます。J R 法隆寺駅周辺整備事業に関する事につきまして、前回の委員会におきまして橋上駅舎自由通路等の基本設計の成果、内容につきまして主な資料を提出させていただき、報告をさせていただいておりますが、駅舎、自由通路の意匠について、もう少し分かりやすいイメージパースとして資料 2-1 を用意させていただきましたので、ご確認願ひたいと思ひます。これは橋上駅舎と広場整備のイメージとを重ねたもので法隆寺をイメージした複数の屋根の形状やガラス材で構成された明るい感じがお分りいただけるのではないかなと思ひます。

さて、前回の委員会の中で屋根の部材につきまして、瓦葺きを検討すべきとのお見解がありまして、J R 側としては瓦葺きは難しいという状況である事を答弁させていただいております。そこで、改めまして J R 側と瓦葺きができないか等協議を致しました事について報告させていただきます。

まず、法令上の関係ですが、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第 20 条に建築限界というのがありまして、いわゆる鉄道の路線内として取り扱う範囲でございます。その範囲にありましては、建物その他建築物等を設けてはならないとあります。また、建築限界外であっても建築限界内、線路内でございます、に崩れる恐れのあるものを設置してはならないという規定があるという事でございます。このことから、J R 側としては、この規定に基づき路線上空や線路内に落下する恐れのある場所については、構造物に瓦などの崩れる恐れのあるものを仕上げ材料として使用する事は本省令に照らし合わせてもできないという事でありまして、また、J R 社内規定において「営業線近接工事保安関係仕方書」というのがございまして、営業線の範囲としてホーム端部から外側へ 1.5 m の範囲及び営業線に近接する範囲として、ホーム端部から外側へ 6.5 m の範囲として定められており、

その中で工事を行う際には保安管理者の配置など列車運転保安確保のため、特段の体制整備をする事が求められるという厳しい社内規定があります。JR側といたしましては、維持管理作業の度にこの「営業線近接工事保安関係仕方書」に基づく作業体制、線路閉鎖工事とか保安管理者配置などを確保しなければならないため、極力維持管理の必要性が低い材料を使用して施工するという方針があり、瓦等の使用を制限されているという事です。委員からの屋根部分を瓦というご意見がある中で、実際に橋上駅舎において瓦使用を特別に認めた事例等がないかの調査依頼もいたしましたが、JR西日本をはじめ、JR東海、JR東日本においても事例がないという事でございました。そこで、JR側としては、本瓦は使用できないが、金属性の瓦の形をした材料で屋根を葺いているというケースはあるとの事で、それらの施工事例の写真を用意していただきました。それが資料2-2でございます。1例目が「播州赤穂駅」、平成14年度に都市基盤整備特別委員会でご視察いただいた所でございますが、赤穂市におきましても、当初計画段階で赤穂城址をイメージした中で市の方から本瓦葺きの強い要望がJRにあったという事でございますが、最終的には銅板による本瓦棒を使用されたという事でございます。2例目はJR東日本「小諸駅自由通路」の事例でございます。これは亜鉛メッキフッ素樹脂フィルムという素材を使用されており、右側の自由通路入口の屋根は見ていただければお分かりのように、全く瓦と変わらないような状況であります。鬼瓦についても設計加工されたものであると聞いております。

次に資料2-3は金属性瓦のカタログの一例ですので、ご参考までご確認いただきたいと思います。近年、他にも新しい金属性の素材も各メーカーから出ているという風にも聞いております。

以上、JRとの協議結果についてご説明させていただきましたとおり、法令上の規定を遵守するとともに、社内規定の運用を図る中で、瓦葺きはできないという事であります。この事から町といたしましては、本年度予定の詳細設計において、より本瓦葺きに近い金属性の瓦

の形をした材料を選定して設計する事について、委員皆様方のご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に踏み切りの拡幅についても、再度調整をさせていただきました。踏み切りを通る歩行者については、自由通路の整備によって安全確保ができますが、当該踏み切りは自転車等の利用も多い事から南口広場の歩道と北口の新設道路の歩道を繋ぐ動線を確保する為のものと位置づけ、自転車等の通路として拡幅できないか要望する中で、JRとしても約2.5m程度の拡幅をする事で内部調整をしていくという事であり、おそらく基本協定を締結する頃には明確になっていくのではないかと考えています。

次に公衆トイレ設置のご指摘についてもJRと協議いたしましたので報告いたします。JRは従来から駅利用以外の方であっても、駅舎内のトイレを利用される事について対応されているところであり、新駅舎内に設置されますトイレについても当然同様であるという事で、町といたしましても、公衆トイレの維持管理面を考慮する中では、従来どおりJR施設内トイレをご利用いただく事でご理解を賜りたいと思っております。なお、仮に自由通路内に町が公衆トイレを設置するのであれば、JRとしては駅舎側にトイレの設置は考えないとの事であり、今後の維持管理面を考える中ではJR側にて駅舎内で整備していただく事が最善であると考えておりますことからご理解賜りたいと思います。

続きまして、今後の取り組みであります。現在6月に駅舎橋上化基本協定を締結できるようにと、その協定の内容についてJRと調整を進めております。なお、協定締結に際しましては、議会においてご承認をいただく必要があると考えておりました、6月定例会には議案の提出を予定いたしております。また、今日まで駅舎整備のスケジュールとして平成16年度及び17年度の2カ年で事業を進めたい旨の報告、説明をさせていただいてきましたが、基本設計等詳細事項を詰めていく中で、先ほどの助役のあいさつにもありましたように、平成18年度までの3カ年が必要となり、現在設定しております債務負担

行為の予算の期間についても平成16年4月1日から平成19年3月31日までに変更することについても合わせてお願いをする予定をいたしておりますのでよろしくお願い申し上げます。また、協定締結後には、速やかに橋上駅舎自由通路の詳細設計に着手する事としており、また、秋頃には駅構内の2面2線化への変更工事にも着手していく予定となっております。

以上でJR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 先ほど西田参事から説明があったのですが、間違っていたら訂正して欲しいですが、国の第9条関係、それからJRの規定、規則をちょっと資料で出して下さい。読み上げてもらう位では頭に入らないので。

都市整備課参事 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第20条という中に建築限界というのがあります。そしてJRの社内規定で営業線近接工事保安関係仕方書というのがありまして、その中でこういった事をきちっと定められているという風にJRの方から説明を受けているところでございます。省令等詳しいものにつきましては、サンプルがありませんので今提出するのは難しいかなと思いますが、JRの営業線近接工事保安関係標準仕方書の適用範囲という、プリントしたものを一部いただいておりますけれども、その中で建築限界の範囲と営業線の範囲というのは、数字的には示していただいておりますが、そういった資料は今提出できると思いますが。

吉川委員 今口頭で説明していただいたけれど、私ちょっと理解できませんのでちゃんとした資料を出して下さい。

都市整備課長 今、補助の分の資料として調整おりましたので、その辺整理ができれば提示させていただきたいと思いますので、申し訳ないですけどもこの分についてはちょっとしばらくお待ち願いたいと思います。

吉川委員 この説明受けた条例は先にあるのやろ。法隆寺ができたから作らあったの違うやろ、そんなん何であらへんの、条例。説明受けたら、はい、はい、と言って帰って来たんか。そんなもんちゃんと条例を研究しないとイケない。人を説得しようと思ったらやっぱりちゃんとした資料を出してくれて、理解してこそ、そうですか、と言えるねん。

都市整備課参事 今、ご説明させていただきましたのは、JRとの協議した内容でご報告させていただきましたので、この中で省令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第20条の内容とか、JRの社内規定におきまして、今取りまとめをさせていただきに下におりましたので、その中でどういった資料が提出させていただけるかという事がまとまりましたら提出させていただきたいと思いますのでしばらくお待ちいただきたいと思います。

三木委員 質問する前に委員長にお尋ねしたいんですけど、先ほど9時から私たち勉強会させていただきましたけれども、その資料ですね、理事者側の方に参考にお見せするという事は可能ですか。

委員長 別に結構です。

三木委員 それでは委員長の許可を得ましたので、先ほどの資料一部を理事者の皆様に見て頂き、それから質問をさせていただきたいと思います。

( 資料配布 )

三木委員 今、西田参事の方から法隆寺駅周辺整備事業の説明を聞かせていた

いただきました。私は以前から意匠の事について色々と質問させていただいております。特に屋根については、やはり法隆寺という世界遺産のある斑鳩町という事で是非世界から、日本から来た方々がそういうイメージをもって駅に降りられるという事で、やはり法隆寺も日本瓦、いぶし瓦を使ってるわけですから、そういうものがないだろうかという事で提案してきたわけです。今のご説明ですと前回の委員会の時よりかは理事者側とJRの方がかなり意匠、屋根についてつっこんだ打ち合せをしているな、と私は感じました。それともう一つJRの方から、かなり今言った20条の建築形態の限界という中でやるのか、社内規定であるとかいうような事を含めて、今回の資料をぱっと見た時になぜ金属なんだろう、と思いましたけれども、JRの方ではほぼこれでいきたい、この2つの規定があるのでいきたいという事ですが、私が今お見せしたのは、JRの方で、西日本も東海の方にもそういう事例がない。特に橋上化の線路の上、という事についてはないかもしれません。ただ、ご覧のようにJR全国でそれだけの駅舎で瓦を使っているわけです。瓦も色々あります。平板瓦とか粘土瓦、金属以外の資料なわけです。ですからまず1つは、JRとの打ち合せの中でこの規定だから金属である、と断定してきているように私は聞こえるんですが、現にこれだけ全国で駅舎ですね、瓦使っているわけですよ。ですからその辺が金属で決めてくるというのはどうかと思うて、まずJRとの打ち合せ内容ですけれども、金属に至る経緯、日本瓦というものについて、これだけの実績例があるわけですね。そういう事も全然話に出なかったのかどうか、まず1点目それをお伺い致します。

都市整備  
課参事

今おっしゃっていただきますように、建築限界という範囲、ホームの端から6m50という範囲の中ではそういったものを部材を使用してはならないという事がございますので、それ以外の箇所につきましては本瓦を使用してもそれは差し支えないだろうと。ところが色々本瓦のものを使用する事によって、リスクを伴うという事で、それ以

外に例えば金属部材を使って本瓦との接点がうまく馴染むのかどうかという、これは工事技術に関わってくるかと思いますが、定められた範囲内においてはそういったものは使用していただけないという事であって、それ以外の所につきましては、例えば南口の通路側については別に差し支えない、支障ないであろうという事でございますが、できたら差し控えたいという話でございまして、金属部材があつての話で進めているという風におっしゃっていただいておりますが、瓦葺きという事も必要かなという考え方の中で瓦にする場合だったら金属性の瓦にしてはどうかな、という事の提案をさせていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

三木委員 今の説明ですと通路側、ロータリー側だと思いますが、南北両方そうだと思いますが、という事は、線路側にある部分はいけないと。それからここから上がっていく東西の階段側ですね、この部分はどうか。今、私は確認ですけれども、通路側の方、見える方はいいけれども線路側の方は日本瓦ではいけない、そういう意味ですか。

都市整備  
課参事 説明の中で申しました数字で6 m 5 0という数字がございまして、これにつきましては、ホームの端、線路側の端から6 m 5 0となりますと、自由通路の中間部分くらいまでが6 m 5 0の範囲に入ってくよいかと。今の自由通路の階段の部分、上っていく階段の中央位までが6 m 5 0の範囲内に入ってくるかなというように、図面の中で計測した場合、だいたいその辺が6 m 5 0の限界点かなと思われまして、従いまして自由通路の階段の部位についても支障がくるかなと考えているところでございまして、三木委員おっしゃっていただきました、ロータリー側の面に際しましてはそういった瓦を使用する事は可能かなという風には考えております。

三木委員 そうしますと、今の説明ですと、この図面でいきますと階段側も恐らく下から上がって行って4段ありますけれども、半分まではだめだ

と。半分からロータリー側は瓦でいい、可能だけど半分から線路側は瓦は使えないという風に解釈します。それでは今、皆さん見ていただいている駅舎ですけどね、私はそれがその通りではないんじゃないかと思います、見る限りですね。みんな、規定どおりやってるかどうかですね。私はそうじゃないと思いますよ。恐らく今見てるのはみんな瓦ですけどもね、そこまでの規定を維持してないと私は思います。私も確認はしてませんが目で見える限りですね。恐らく瓦全部まいてると思いますよ。それが橋上の上は私が見る限りではないんです。その写真の中で一枚だけあるんですよ。ところがそれは駅舎は瓦です。自由通路は恐らくそれはトタンか何かだと思いますね、写真で見える限り。ですから中のホームの階段ある、自由通路ですね、その上は確かに瓦ではないんですよ。ですから、ちょうどその自由通路があたる部分ですね、線路が下に走ってる部分については分からないでもないですけど、その他については恐らくJRの規定どおりという事ではなく、全国の駅では日本瓦なり、瓦を使っていると思うんです、金属ではなく。ですから先ほどから聞いた中ではJRさんがこういう2つの規定があるから金属ではないんだという事で、こうやって金属の例の写真を資料として提示いただけてますけれども、私はまず、特にその中でも出雲大社なんかは、既に意匠は入らないという事ですからこれは無理かと思いますが、出雲大社くらいの思いっきりイメージを入れた写真ですね、その位あってもいいかなと私は思ってるくらいですね。それからこの間の都市基盤での視察の総社市もそうですけど、あそこも大きな社のマークがあったという、見るからに神が座る駅だなというイメージを出してるわけですね。あくまでも五重塔のイメージという事で私はいいと思いますけれども、今のJRの金属で、という部分で私は最終決定ではないと思っておりますけれども、私たちも勉強して全国、瓦でもやってる所もあるんだという所から、是非理事者側の方々も日本瓦で是非したいんだという事を再度お示し頂けたらという事を希望しておきます。

都市建設  
部長

今、三木委員の方から全国に瓦の駅舎があるという事で、我々も既にそれは確認しております。今回コンサルタントの方からこういうイメージ図を持ってくるにあたって、当然我々担当としても法隆寺駅という事で、斑鳩にある駅という事で、瓦の使用の部分については既に申し入れてるわけです。そういった中で向こうの方から先ほどから説明しているような、ざっとした話を聞いた中で町長、助役にその案を見せるに至って、やはり町長、助役の方から斑鳩は瓦やろ、という事があったんですけども、色々な事情がある中で瓦屋根を断念していると、我々理事者側としてですよ、現時点で断念しているという点があるんです。先ほど三木委員もおっしゃられましたように、現にあるやないか、という話をする中でJR側の方としましてはそれは認めておりますし、ただ、現在新たに作っていくであるとか、補修でやり変える、そういった場合についてはこの規定があるので、今後新たにやっていく分についてはそれは無理だという返事をいただいております。というところです。

三木委員

JRの中で決定したような形の金属という事が出てきたかなと、疑問に思っていましたけど、今の部長のお話を聞く限りそうかと。古い駅舎についても、そこにあるのも12年度の写真なんで古いと言えば古いですね、現在私も新しい15、16年度は資料として調べてませんのでまたちょっと調べますけれども、そういう理由であるならば、今後新しく作っていくにおいては、そういう事は難しいという事になるわけですね。今言った、半分で切ってますね、半分は瓦で半分は銅板だ、スチールだと言うのもおかしな話ですから、これは何らかの、ある意味では町民も私も含めてですけども、是非瓦で、というのが強い、熱い気持ちを持ってるわけですね。ですから何とか見える面だけでも瓦にならないのかなという気持ちはあるわけですけども、これがJRの方がまた新しい、何年度から今言った規定を設けるか分かりませんが、そういうものが確定しているならば、次の事も考えていかなければならないのかなと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

木澤委員 1点だけ聞かせてほしいんですけど、朝学習会をしていただいた中に、銅板が酸性雨で穴が開いてしまうという話をちょっと聞きましたのでちょっと心配なんですけれども、そういった事の調査は。

助 役 銅板の厚みにもよると思うんです。厚い銅板を使用する際には大丈夫です。問題ないのではないかと思います。本町の庁舎においても銅板で本葺きしてますから、その事も含めて、相当厚い。確かに木澤委員さんご指摘のように、薄い銅板では酸性雨によって穴が開く、とゆがよく穴が開いたりします。これは事実でございますけれども、できるだけ厚いものにするか2重にするか、色々工夫によってそれを防護するという事にすれば問題はないわけです。このように考えております。

三木委員 今後の進め方なんですけれども、屋根についてもある程度JRの方向性なるものが見えましたけれども、今後どういう形になるんですか。例えばいつ頃までに決定するかその辺のところ。と言うのはまだ委員会として検討する余地があるのかどうかですね、期間的にですね。そういう事も含めてちょっとお知らせいただけますか。

都市整備  
課参事 今後のスケジュールを見ていく中から、最終決定していただく時期が来ているのではないかなと現在思っております。と言いますのもJR社内の方でも協定等の取締役会での説明が5月25日頃に予定をされているという事がございまして、速やかにこういう問題になっている点等を決定させていただきたいなという風には考えている所でございます。

三木委員 そろそろ決定しないといけない時期に来ているという事ならば、意

匠を含めて恐らく、ちょっと聞いた話では5月末位のという風には以前聞いた事がありますけれども、その委員会ぐらいで決めたいという事ですか、そういう解釈でいいのですか、それとももっと早いのですか。

都市整備  
課参事 先ほどもご説明申し上げましたように、議会の方に協定の案を提案させていただき予定をしておりますので、タイムリミットといたしましては、早急に決めていかなきゃならない時期が来ているという風に考えておりますので、瓦の分につきましても委員のご理解を早急に賜りたいという風に考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それと先ほど吉川委員の方からございました、資料の提示という事で今出来上がりましたので配布させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時32分 休憩)

(午前11時33分 再開)

委員長 再開いたします。

都市整備  
課参事 一枚目につきまして法令関係、鉄道事業法第12条、これは駅舎とか線路の変更に伴い国土交通省の認可が必要という事でございます。その下の施行規則第16条につきましては、鉄道施設の変更認可申請等々、これがかかってくるものでございます。そして技術上の基準を定める省令第20条建築限界というものはここで示されております。その20条の省令は次のページに第3節建築限界第20条は省令でございまして、社内規定の1.5m、6.5mというのが社内規定の営業線近接工事保安関係標準仕方書という中で示されておまして、裏側にその図示をさせていただいております。一般区間と乗降場区間が

あるんですけども、下の方をちょっと見ていただきますと、建築限界というのが車両の範囲だと思うんですけども、ホームの端から1.5mが営業線の範囲、そして左側の方、営業線に及ぼす建設する範囲として5mございます。5mと1.5m、合計いたしましてホームの端から6m50というこの数字になってございます。これが今言いましたように、法隆寺駅舎の場合でしたら自由通路の階段の中ほどになるのではないかなという事で、6m50、という事でご説明させていただいたところでございます。以上です。

三木委員 確認させていただきます。先ほどの20条それから社内規定、特に20条かなと思うんですが、第3節建築限界という所になると思いますが、その上に鉄道に関する技術上の基準を定める省令というのが平成13年12月25日という事になっていきますね。これも同じように解釈してよろしいでしょうかね、第3節も。13年12月25日から省令されたという解釈で、これ以降の建物については、こういう基準でやりなさいという解釈ですか。

都市整備課参事 今、三木委員おっしゃっていただいておりますように、13年12月25日以降の内容という事でご理解いただきたいと思っております。

三木委員 それでは私個人ではなくて、委員長の方にとりたいと思いますが、13年12月25日以降ですね、JRとして駅舎が作られてその時にスチールではない、瓦葺きでやった施行例をちょっと早急に出していただくように要望したいんですが。

委員長 それは調査できますか。

都市建設部長 今の三木委員の資料の要請なんですけれども、これは我々としては町の方にはございません。従いましてJR西日本に依頼する事となりますが、その依頼の内容の中で先方と確認する中で、極力出せる方向

で検討したいと考えております。

三木委員 それに伴い、先ほどから期限の事を再三聞いております。西田参事の方もそろそろ限界、時間的に余裕がないという発言なんです、というのはですね、やはり是非日本瓦を使っていたきたいわけです。ですから今言った平成13年までのやつはこういう規定がなく建てられたならば、これはよかったですでしょうけど、今はこういう規定があるんだというものに基づいて建てられないんだ、という事があるならやはりこれはやむなしかなという気もします。ただ、どうか。私はまだ半信半疑です、あるんじゃないかなと、日本瓦で建ててる駅舎があるんじゃないかなと思いますので、先ほどの寸法上の問題もあると思いますが、そういう意味で期限を聞いているのはその所で、それで委員長にお願いの部分では、それがちょっと出るまでの間、意匠特に屋根瓦の結論はちょっと待っていただけたらなと思うんですが、要望したいんです。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時47分 再開)

委員長 再開します。

吉川委員 休憩中お話し出てますけれどもね、確かにこの資料を読ませてもらったならそういう事になると思うんですけれども、やっぱりもらったらああそうですかという事ではなしに、やっぱりよそについては調べる所は調べて、何かの方法でできないのか、やっぱり研究すべきだと思う。町が言ってきたから町の何にするねんやったら審議みたいな要らへん。確かにこれを読むだけでは嶋田委員おっしゃるように私もそうだと思う。それはその通りです、これ以上曲げる訳にはいかないと思う。

思うけれどやっぱり私も知ってる町あるんで一回聞いてみてですな、自分で納得してこそ、ああそうか、と言えるけれども今の状態では私は聞いているだけでは納得できない。今お聞きしたいのはこれを今日決めないといけないのか。私はこの問題よりもまだもう一つ大きな問題、私はもう一年も前から道路の問題を指摘してるわけなんです。この前の3月26日に地図もらってますねん。私はどう考えても、赤く引いてこられた路線が前にある程度整備計画されて、その通りの幅でやらはるのならまだいいけど、それでは私らは納得できませんわな。今度は広げはるねん、広げてまたこっちに大きな道路つけるねん、そんなん、この地主さん了解してくれはりますか。そこからえらい道路どんどんつけられるの。なぜ始めに整備の全体平面図を出してて、色々もらってるわけです。いい計画してくれてはるなと私ら思ってた。駅舎については私ははっきり申し上げてこの駅舎よりも必ず一緒にやる、この道路と。道路やらないとどうしますの。いくらいいのをここにこしらえても。この事をずっと言い続けてきてますねん。町が示しておられる(仮称)法隆寺駅前線、それから42年8月25日に都市計画決定になった安堵王寺線、に繋ぐ道路をどうしても完成しないといけない、計画してますねん。その計画やらんとこっちの方で広げるねん、広げると言うよりも作るねん。それも始めと違う、その路線ははじめから6mの道路、7mの道路こしらえるという事でやられた道路だったらいいけど、そうじゃないわけや。これ、仮にこの前の3月26日の委員会で示された図面どおりにやったらとします。あと協力してもらえますか。また、町も力入れますか。さもなくとも全体で入れてない。駅どうしますの、こしらえて。私も斑鳩町の顔である法隆寺の駅、言われてあべこべに反論してます。してるけれども、やっぱり何とかいい駅を作ってほしいなど。長年議員さしてもらってずっと思い続けてるわけ。町の50周年の平成9年には一部完成したいという町長の意欲、本当に有り難くて何とかしてもらえる、ちょっとでも進むやろ、いう期待を寄せてたけども、現在まで全然進んでませんやん、これ。6m計画道路でもそうです。言った当時はちょっとや

ってくれはったけど。こんなんでもね、斑鳩町よくなりませんやん。今、町が考えているようにやってみなさい、絶対中央線できませんわ。中央線というのか（仮称）法隆寺駅前線は。なんでこっちに大きな道こしらえないといけないのか、と言われる。今でも難しいですねん。駅前の空いた、と言ったら地主さんに失礼やけど、所でも今まで買いに行った事ありますか。このままで、確かに図面はいいの見せてもらってる。これも出来ますのか。こんだけの面積、前にありますか。せめてバス位入ってくるような駅にしてもらわないと、バスも入ってこられない。もう一度道路面はどう考えておられるのか、それと瓦の関係やけど、今日結論出さないといけないのか、答弁してください。

助 役 今日結論と言うものではないわけでごさいますて、5月の下旬また6月議会の定例会において、都市基盤整備特別委員会を設けていただいて、そこできちっとして決めていくという事で遅くはないと思います。そこまで町としても先ほどご指摘もございました瓦の件についてもさらにJRと煮詰めて参りたいと思います。吉川委員おっしゃっておりますアクセスについてもやはり町としては積極的に取り組んでいかなければならないという意欲があります。これについては、私も担当課の方に積極的にという事で指示しております。担当課もこの駅前周辺についてはどうしても成し遂げたいという意欲をもっております。やはり地元のご協力、また地権者の協力が必要でございまして、皆さんにご協力していただくようお願いしていただきたい、このようにお願いしたいと思います。それから吉川委員ご指摘の今日結論出さないといけないのか、という事に対しては別に今日でなくても問題はないと思いますので、次の5月の委員会で委員長と相談しながら決めてもらうか、また6月の定例会の中に入れてもらうか、という事で結論を出していきたいと考えております。

吉川委員 道路はどういう。

都市整備課長 駅前線につきましては区画整理事業の中で今日まで色々調整もさせてきていただいたわけですが、なかなか区画整理事業が動かないという事でこの法隆寺駅前線については区画整理と一体的に都市計画決定という事で進めて参った経緯がありまして、すぐに取りかかれない、そうした中でアクセス道路をどう整備していくのかという事で、前回の委員会に提示させてもらったアクセス道路として整備をしていく。その中で当該地権者の方、既に南側のルートで3件の方に対しまして声かけをさせてもらって、今現在協力方をお願いをしているというところでございます。この中で一部町公社が保有している土地もございまして、併行した形でもうちょっと進めていけるのではないかと、このように考えている所でございます。

吉川委員 課長ね、この駅前整備計画全体図面というのは今に始まった事ではなしに、私は地元へも出しておられると思う。前にも私らもらってるわけ。そしたら今、赤い線を行くとここから南に道路、またここでえらい曲がります。そなん先に説明しておかないと、また区画整理の方から苦情出るのは明らかやで。

都市整備課長 この駅周辺の整備計画については、先般でございますけれども、土地区画整理事業の内容をされております方に対しまして、この事業について説明等させていただきました。そうした中で区画整理事業をどう整理できるのか、線引きの見直しの基礎調査も今年度入っていく予定になってございまして、その一定の方向性も出していかなきゃいけないという事で、当該代表者の方にも説明申し上げまして、その中で現在法隆寺駅舎の橋上化について作業を進めさせてもらっていると、区画整理の進展状況もあるわけですが、すぐに都市計画決定からの話になりますので、アクセス道路としてこういう道路計画をもって進めさせてもらう予定をしているという事で代表の方にも説明を申し上げて一定のご理解を願っている、全体的な説明には至っておりませんが、代表者の方に説明という事になっているという事で

ございます。

吉川委員　　それで進みますのか、本当に。やると言ってから何年になりますの。地元から市街化区域に編入してくれと要望出てもしない。これは説明聞いて私もある程度理解している。市街化区域になってるのとなっていないのとで、私は協力してもらえる場合というのはえらい変わってくると思います。この赤い線で仮にいったら興留9丁目と書いてる横の線についても、右の方は喜ばはるか知らんけど左の方はたまらんわな、これ。初めの計画からしたら。それから曲がって左行くわけやけども、それから下流、またここで曲げないといけない。なぜ全体計画を、これ都計審もかけますねんやろ。

都市整備課長　　今回の事業そのものについては、都計審に諮るというものにはなっておらないわけですけども、計画について町のまちづくりのための事業でございますので、都計審には報告はさせてもらうという事で今現在は考えておるところでございます。

吉川委員　　そしたら町はこの前に示された赤い線、3月26日の委員会にいただいたもの、図面通りの道路計画で進めるという決定を町の方はしてはるわけやね。私らははっきり言うておくけど認めてませんで。

都市整備課長　　この道路整備計画を立てさせていただくにあたりましても、吉川委員ご指摘の区画整理事業との整合をもたせながらルート設定をさせていただいておりまして、途中で曲がるというような現象になっているわけですけども、これもあくまでも区画整理事業を頭に置いた中での話でございますので、このルートについては整備をしていくと。そして法隆寺駅前線についても先般役員の方とも話をさせていただいておりますので、都決に向けて早急な対応をしていきたいと考えております。

吉川委員 反対とかはまだだと思んですけど、私ははっきりと申し上げて今のこの計画では賛同はしかねます、はっきり申し上げます。もう、なんぼ言っても同じ事だから、都市計画安堵線でもいかるがホールの関係の時から何度も指摘して言ってますねん。やっぱり法隆寺駅、遠い所から来てくれはる人あるわけ、今度知ってる人が上野から来てくれはるねん。駅までは迎えに行くけど、駅からいかるがホールをやっぱり使ってもらわないといけない。もうちょっと大きい計画、できないのかな。委員長、もう結構です。

委員長 他、ございませんか。

嶋田委員 今の答弁で、区画整理を頭に置いて路線を決めたとおっしゃいますけど、こんな高田バイパスからヘアピンみたいなカーブもってきて、しかもクランクでふるようなこの道が区画整理において、それを頭に入れて考えた道なんですか。要は三代川の北側の一角ですね、東西に長い田んぼを避けただけの話でね、区画整理したら別に避ける必要も何もないわけでしょ、頭に入れてたら。

都市整備課長 今ご指摘のように、区画整理を頭に入れてやるのであれば真っ直ぐ、そのまま真っ直ぐ三代川の方に抜ければこれも区画内道路ですからそのままいけると。ただ、農地を分断するような形になると。そうした中ですぐに賛同が得られるかどうかという事もございまして、それと突き当りの所に町公社の保有地がございまして。その保有地について有効に活用させていただいて、ルートの設定をさせていただくという事で決めさせていただいたという事でございます。

嶋田委員 またその折には色々質問させてもらいますけれども、あまりにもこれはむちゃくちゃな路線だと私自身は現在認識しております、それだけ言っておきます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、本件について質疑を終結いたします。本件については説明を受けたという事で終わっておきます。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。芳村助役

( 助役挨拶 )

委員長

これをもって都市基盤整備特別委員会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

(午後12時11分 閉会)